## 第11章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

- 第317条 旅客の携帯品は、別に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の1 に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。
  - (1) 1個の長さが2メートル(運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。)を超えるもの
  - (2) 1個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が2メートルを超えるもの
  - (3) 1個の重量が30キログラムを超えるもの
  - (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
  - (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
  - (6) 腐敗又は変質しやすいもの
  - (7) 荷造が不完全なもの
  - (8) 危険品(別表第4号に定めるもの)
  - (9) 荷物規則別表第1項第3号アに定めるもの
  - (10) 動物
  - (11) 死体
- 2 自転車は、前項第2号に規定する容積制限にかかわらず、別に定める駅に限つて、一時預りの取扱 いをする。
- 3 一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

## (種類及び性質の申出)

- 第318条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。
- 2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客において その内容を明らかにした場合に限つて、一時預りの取扱いをする。

#### (一口の範囲)

第319条 一時預り品は、1個を一口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品2個以上の一時 預けの申出があつた場合で、預け日数その他の取扱条件を同じくするときは、これらを一口として 取り扱うことができる。

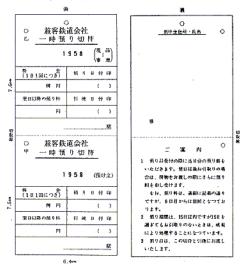
#### (一時預り料)

- 第320条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1個1日1回について、430円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から6日以後の日については、その2倍とする。
- 2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日1日分の相当額を収受し、預け日数 が2日以上のものは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

### (一時預り切符)

- 第321条 携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。
- 2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

## 第1種 専用切符



- 備考(1) 甲及び乙の2片制とし、甲片を預け主に交付する。
  - (2) 甲片の上部左方並びに乙片上部中央及び左方に直径4ミリメートルの穴をあける。
  - (3) 番号は、1号から10,000号までとし、必要に応じ、番号の左方に「い・ろ・は」の例により記号をつける。
  - (4) 青色刷りとする。
  - (5) 甲及び乙の両片にわたつて、番号(1号以上のゴシック活字・第3号により記号をつけたときは記号とも)を赤色で表示する。
  - (6) 同一駅において携帯品一時預り所が2箇所以上ある場合は、その所在箇所を発行駅名の右方「東京駅(八重洲中央口)」の例により表示する。
  - (7) 紙質は上質紙64g/m²とする。

第2種 共用切符 (この様式は、第310条第2項に規定する普通手回り品切符第2種共用切符の様式と同一とする。ただし、乙片に代えて甲片を旅客に交付する。)

# (一時預り期間)

第322条 預け主は、預入れの日から15日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

### (一時預り品の引渡し)

第323条 一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

2 前項ただし書の規定によるほか、荷物規則第19条第2項の規定を準用する。

## (準用規定)

第324条 荷物規則第24条の規定は、一時預り品について準用する。